

○厚生労働省告示第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）附則第四条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、令和三年八月一日から適用する。

令和四年一月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもののみを有効成分とする製剤とする。

- 一 エストラジオール
- 二 エストラジオール吉草酸エステル
- 三 カベルゴリン
- 四 クロミフェンクエン酸塩

- 五 クロルマジノン酢酸エステル（一錠中クロルマジノン酢酸エステルとして二mgを含有するものに限る。）
- 六 結合型エストロゲン
- 七 シクロフェニル
- 八 ジドロゲステロン
- 九 精製下垂体性性腺刺激ホルモン
- 十 セトロレリクス酢酸塩
- 十一 ドロスピレノン・エチニルエストラジオール ベータデクス（子宮内膜症に伴う疼痛の改善を目的とするものであり、かつ、月経困難症治療薬に限る。）
- 十二 ナファレリン酢酸塩水和物
- 十三 ノルエチステロン・エチニルエストラジオール（月経困難症治療薬に限る。）
- 十四 ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン
- 十五 ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（一管中ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンとして五〇〇〇単位又は一〇〇〇〇単位を含有するものに限る。）
- 十六 ブセレリン酢酸塩（一瓶中ブセレリン酢酸塩として一五・七五mgを含有するものに限る。）
- 十七 メトホルミン塩酸塩

十八 メドロキシプロゲステロン酢酸エステル（一錠中メドロキシプロゲステロン酢酸エステルとして二・五mg又は五mgを含有するものに限る。）

十九 レトロゾール

二十 レボノルゲストレル・エチニルエストラジオール（月経困難症治療薬に限る。）